

秋ト協第257号の2
平成31年3月14日

平成29年11月の標準貨物自動車運送約款等
の改正に伴う諸手続きを行っていない会員 各位

公益社団法人 秋田県トラック協会
会長 赤上 信 弥



商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う
標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う事業者の必要な手続等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、秋田運輸支局より別紙の通知文書が届きました。貴社においては、平成29年11月の標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う必要な諸手続きを行っていないことから、下記のお手続きが必要となりますのでお知らせ致します。

また、協会HPにおいて本件に関連する資料や、支局への届出文書ひな形等を掲載しております。併せてご確認をよろしくお願い致します。

敬具

記

【貴社の必要なお手続きについて】

新標準貨物自動車運送約款（以後「新標準約款」）を使用する場合

- ・運賃及び料金の変更届出を行う（秋田運輸支局へ届出）
- ・主たる事務所その他営業所に新標準約款を掲示する

※掲示用の新標準約款は今後、秋田県トラック協会でお配りする予定です。

以上

【ご不明点のお問合せ先】

公益社団法人 秋田県トラック協会 業務課 宮崎 知之

〒011-0904

秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

TEL 018-863-5331 FAX 018-863-7354

平成29年11月の標準貨物自動車運送約款等
の改正に伴う諸手続きを行っていない事業者 各位

国土交通省東北運輸局秋田運輸支局

商法改正に伴う約款の変更手続に関する通知

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車運送約款等を改正したところであり、新商法の内容を反映した約款に移行する手続が必要となります。この機会に、平成29年11月に、取引環境の改善を図るべく運賃と料金を区分して収受する旨を内容とする改正を行ったことを踏まえ、新標準約款へ移行していただきますようお願い致します。なお、昨年12月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」では、運賃と料金を区分して収受する旨を含まない約款を原則として認可しないこととなっています。

今後、新標準約款を使用するにあたっては、新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示していただく必要がございます。

また、未だ貴社（貴殿）においては、平成29年11月の改正に伴う諸手続が確認できていませんので、上記の手続に加え、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要がございます。手続についてご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、既に通知しておりますとおり、今後、監査時においても約款改正に伴う諸手続が確認できない場合には行政処分の対象となり得ます。

本通知と行き違い等で手続を完了されている場合にはご容赦願います。

お問い合わせ先

東北運輸局秋田運輸支局輸送監査部門	018-863-5813
東北運輸局自動車交通部貨物課	022-791-7531
国土交通省自動車局貨物課	03-5253-8111

H29.11.4 運送約款改正ご案内ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

※上記 URL より改正概要・申請書様式・Q&A 等をご覧ください。